

○<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120904-00000115-san-l33>

## 脱税母子初公判 起訴内容認める 岡山地裁

[産経新聞](#) 9月4日(火)7時55分配信

### ■詐欺容疑で3人逮捕

平成19年に死亡した男性の財産に関する相続税約2億2700万円を脱税したとして、相続税法違反の罪に問われた妻で会社員、西川貞子被告(65)＝倉敷市玉島中央町＝と次男で会社役員の子被告(34)＝同＝の初公判が3日、岡山地裁(寺本真依子裁判官)であり、両被告は起訴内容を認めた。

冒頭陳述で検察側は、貞子被告は相続前から助言を受けていた税理士事務所の事務員に依頼して「虚偽の遺産分割協議書などを作成し、税務署に虚偽申告した」と指摘。その後も広島国税局に対し虚偽の答弁をするよう助言されたとした。

また、地検は先月、両被告から約1億9千万円をだまし取ったとして、詐欺容疑で、東京都の会社役員、原田豊実容疑者(66)と家族2人を逮捕した。

この日の冒頭陳述で検察側は、原田容疑者は「国税局OBに査察調査対策をしてもらう」などと嘘をつき、対策費名目で脱税した現金の一部を詐取。その後も投資話などをもちかけ、「マンションの売却資金なども詐取した」とした。

逮捕容疑は、相続税の申告について相談を受けた両被告から平成21年10～11月、複数回にわたり計約1億9000万円をだまし取ったとしている。

○<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120907-00000013-kyt-l26>

## ワコール3000万円納付もれ 印紙税で大阪国税局が指摘

[京都新聞](#) 9月7日(金)13時49分配信

大手下着メーカーのワコール(京都市南区)が大阪国税局の税務調査を受け、2011年1月までの3年間で、印紙税約3千万円の納付漏れを指摘されていたことが、7日までにわかった。同社は納付漏れに課される過怠税約3200万円をすでに納付したという。

同社などによると、全国で展開する女性用下着のセミオーダー店で、購入客にサイズや支払い方法などを記載して渡している「お客様控え」について、同国税局は収入印紙の貼付が必要な「契約請負書」にあたると判断。200円の印紙約10万枚分の貼付漏れを指摘した。このほか業者との取引文書でも印紙の貼付漏れがあったという。

同社は「文書に一部不備があった。すでに改善しており、今後は再発防止に努めたい」としている。

最終更新:9月7日(金)13時49分

○[http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120907-00000589-san-bus\\_all](http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120907-00000589-san-bus_all)

## 大阪国税局が「威圧・誘導」 不服審判所、川崎汽船の主張認める

[産経新聞](#) 9月7日(金)20時18分配信

海運大手「川崎汽船」(神戸市)が大阪国税局から平成21年までに約64億円の申告漏れを指摘され重加算税など約19億円を追徴課税されていた問題で、大阪国税不服審判所が同国税局による税務調査の手法について「威圧・誘導的だった」と認定していたことが7日、分かった。審判所は昨年12月、同社の主張を認め、所得隠しと判断された約16億円分を取り消した。

関係者によると、海外子会社が船舶を購入した取引について、同社は「鋼材価格が高騰したため、上昇分の約16億円を上乗せして再契約した」と主張。一方、国税局側は「再契約自体が虚偽」と指摘し、所得を圧縮するために経費を水増しした所得隠しと判断した。

同社は不服として審判所に審査請求。国税職員が同社社員らから事実関係を聞き取った確認書を作る際に「威圧的に言われ、国税局の主張に沿う内容の確認書に押印した」「『そのまま書いて』と国税職員が作った文案のまま署名するよう誘導された」と主張した。

審判所は、国税局側の認識に沿うよう確認書を作った▽一部事実と反する回答をさせた▽隣室の会議に支障をきたすほどの怒声を発したと指摘。「威圧・誘導的な手法に訴えたとうかがえる」と認定する一方、「再契約は事実」として同社の主張を認めた。

川崎汽船は「コメントできない」。同国税局は「税務調査では納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて適正な課税に務めたい」としている。

○<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120908-00000000-kyt-l26>

## 京都税理士組合、2500万円申告漏れ 国税指摘

[京都新聞](#) 9月8日(土)8時59分配信

京都府内の税理士約1250人が加入する「京都税理士協同組合」(京都市中京区)が、大阪国税局の税務調査を受け、2011年までの5年間に約2500万円の申告漏れを指摘されていたことが7日、関係者への取材で分かった。協同組合はパーティー経費を非課税対象としていたが、国税局は課税対象の「交際費」と認定した。過少申告加算税を含め追徴課税した模様だ。

協同組合の資料などによると、組合は税理士やその顧問先企業に生命保険を紹介し、営業実績に応じた手数料を受け取っている。組合は毎年、優秀な成績をあげた生保会社の社員を招いてパーティーを催している。

関係者によると、協同組合はパーティーにかかった飲食費を非課税の経費として計上したが、大阪国税局は課税対象になる交際費と判断したという。

京都税理士協同組合の平沢政治理事長は京都新聞社の取材に「修正申告したかどうかも含め、申し上げる必要はない」と話している。

税理士協同組合をめぐっては、昨年9月、「大阪・奈良税理士協同組合」(大阪市)で2009年5月までの4年間に同様のケースで約1億円の申告漏れが発覚した。

最終更新:9月8日(土)8時59分

